

～自ら考え、自ら行う地域づくりを目指して～

「令和8年度ふるさと創生活動」を募集します

矢掛町では、「自ら考え 自ら行う地域づくり」をテーマに、自主的に地域おこし活動を行っている団体及び個人の皆様を応援しています。

地域の活性化、地域住民の交流のために、活発に活動をしている団体及び個人の方で助成を希望される場合は、次のとおり必要書類を受付期限までに提出してください。

【受付期限】令和8年2月13日(金)午後5時まで　※期限後の受付はできません。

【提出書類】ふるさと創生事業実施計画書(様式第1号)

(入手の仕方)

- ①役場企画課もしくは各地区公民館で受けとる
- ②矢掛町のホームページからダウンロード

【受付場所】・地域内の活動 … 各地区公民館へ
・全町的活動 … 役場企画課へ

★ふるさと創生事業とは？

昭和63年から平成元年にかけて、全国に交付された「ふるさと創生1億円」を「ふるさとづくり基金」として積み立て、その運用益金で地域のみなさまが行う活動に助成を行っているもので、交流活動、地域維持活動、地域づくり活動などが助成の対象となります。

★申請の条件は？

- ・矢掛町内の団体及び個人等が、自主的に行う活動であること。
 - ・将来の見通しと事業の目的が明確であり、継続が見込まれる活動であること。
 - ・町の他の補助事業の対象とならない活動であること。
 - ・清掃活動においては私有地(本来個人で管理すべき場所)で行われるものではないこと。
 - ・同一団体に対しては、1活動までの助成とする。
- その他、詳しくは役場企画課又は各地区公民館にお問い合わせください。

«活動例»

- ・三世代交流活動
 - ・地域の美化活動(道路等の清掃維持活動等)
※他の補助金の交付を受けていない場合、用水路の草刈も対象。
 - ・ふれあい活動(地区内のレクリエーション等)
 - ・ささえあい活動(高齢者家庭の粗大ごみ搬出の手伝い等)
- ※助成額は活動に必要な経費で、地区活動の場合、20,000円が上限となります。

(お問い合わせ先)

矢掛町企画課企画係 電話:0866-82-1057